

平成 31 年度香取市映像リポーター募集要項

平成 31 年 4 月 1 日

1. 募集概要

市民協働によるまちづくりの一環として、広報紙やホームページでの情報発信に市民にも参画してもらい、広報活動の充実と市民の視点で街の魅力をアピールすることを目的に「映像リポーター」を募集します。身近にある「伝えたい」「見せたい」香取市内のお祭りや、イベント、自然、地域の話題など撮影いただいた映像は、「広報かとり」や市ホームページで紹介します。

2. 活動内容

次の内容について撮影及び編集（3分程度の長さに編集したものにキャプションなどを挿入）した映像を市に提供していただきます。映像は、広報の「まちフォト」の記事とのタイアップ掲載（市ホームページ）や、香取市ホームページの公式動画チャンネル（You Tube）の中で紹介します。

なお、撮影テーマについては映像リポーターの撮影したいテーマの中から、相談のうえ依頼します。

- (1) 地域でのイベント・祭事（催事）
- (2) 地域の話題（自然、文化、スポーツ、地域産業等）
- (3) 公的機関、各種団体の活動や主催する行事
- (4) 市が主催する事業
- (5) 公共施設を利用した文化、スポーツ、コミュニティ活動
- (6) その他、必要と認められること

3. 募集対象

市内在住・在勤または香取市で活動できる 18 歳以上の人

4. 募集人数

2 人（既登録者を含む）

5. 応募方法

- (1) 応募用紙に必要事項を記載のうえ、持参するか、郵送またはファクスで秘書広報課広報広聴班へ提出ください。メール（応募用紙の記載事項を明記）でも受け付けます。

6. 登録

- (1) 応募用紙の記載内容など確認のうえ、映像リポーターとして登録します。
- (2) 登録にあたっては、応募者に連絡のうえ、依頼内容や映像提供方法などの詳細を事前に調整します。

7. 活動条件

- (1) 期間 原則として登録時から2年以内の年度末まで（再登録も可能）。
- (2) 経費 撮影と編集に必要な機材、交通費などの経費は映像リポーターに負担いただきます。ただし、活動への謝礼として最大年間 5,000 円を支給します（年度途中の登録の場合は、その都度調整）。
- (3) 保険 傷害保険（物損は含まず）に加入します。

8. 注意事項

- (1) 映像は未発表でオリジナルのものに限ります。
- (2) 撮影時には市が貸与する名札（映像リポーター証）・腕章を着用していただきます。名札や腕章は、登録期間終了後は返却願います。
- (3) 必要に応じイベントの主催者、映っている人や物の所有者に許可を得てください。
- (4) 提供された映像に使用できない映像や音楽が含まれていたり、キャプションなどに訂正があったりした場合は、秘書広報課で修正するか、もしくは映像リポーターに修正を依頼する場合があります。
- (5) 市の広報やホームページに掲載した映像の著作権は市に帰属するものとしませんが、映像リポーター名は公表します。
- (6) 提供いただいた映像と同じものを、別途発表することはできません。ただし、関係者が個人的に閲覧する場合は除きます。また、同じ撮影素材から公的機関・団体等で使用する目的で動画を別途作成する場合は、事前に申し出てください。
- (7) 下記に該当する映像は掲載できません。
 - ア 公共の福祉に反するもの
 - イ 特定の主義主張（政治活動、宗教活動）を主たる目的とするもの
 - ウ 営業または営業を目的とするもの
 - エ 特定の個人・団体を中傷するもの
 - オ 第三者の権利（著作権・プライバシー権・肖像権など）を侵害するもの
 - カ その他、掲載することがふさわしくないと判断されるもの

9. 応募に関する問い合わせ

香取市役所 秘書広報課 広報広聴班
〒287-8501 香取市佐原口 2127

TEL 0478-50-1204 FAX 0478-54-7140
E-mail koho@city.katori.lg.jp